笛吹市地域包括支援センター

業務委託法人募集要項

令和８年 11 月

笛吹市保健福祉部長寿支援課

笛吹市地域包括支援センター業務委託法人募集要項

Ⅰ　公募の概要

1　公募の趣旨

笛吹市地域包括支援センターは、平成 18 年 4 月から市直営 1 か所で開設し、平成 30 年度からは、長寿包括支援センターとして 3 か所に増設しました。このうち、東部長寿包括支援センター及び南部長寿包括支援センターは開設当初から、北部長寿包括支援センターは令和 5 年 4 月から外部委託として業務を行っています。

今年度、市内 3 圏域の笛吹市地域包括支援センター業務運営委託の最終年度にあたるため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 2 項各号の包括的支援事業及び指定介護支援業務を実施する笛吹市地域包括支援センターの業務運営の受託を希望する法人を募集します。

2　募集圏域

圏域	担当地域
北部	石和町・春日居町
東部	御坂町・一宮町
南部	八代町・境川町・芦川町

3　募集圏域統計

（令和 8 年 9 月末現在）

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率	要支援認定者数 （1 号被保険者）
北部	32,069 人	9,781 人	30.50%	270 人
東部	20,260 人	6,792 人	33.52%	167 人
南部	11,674 人	4,075 人	34.90%	92 人

4　委託期間

委　託　期　間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

5　業務内容

業務内容は、次の（1）から（5）に掲げるものとする。

業務の実施については、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を除き第三者に再委託することはできません。詳細は別に定める笛吹市地域包括支援センター業務委託仕様書を参照すること。

（1） 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント業務（第 1 号介護予防支援事業）

② 総合相談支援業務

③ 権利擁護業務

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

（2） 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

（3） 地域ケア会議の実施

（4） 指定介護予防支援事業

（5） 任意事業その他の業務

6　業務時間

（1） 業務日

月曜日から金曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く。

（2） 窓口開設時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

ただし、市役所開庁時間に変更があった場合は、準じた対応とする。

（3） 緊急時の対応

緊急対応に備え、24 時間連絡が可能な体制を確保すること。

なお、緊急時の連絡体制については、運営本体施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

7　人員の配置

職員の体制は、「笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に従って配置すること。次の（ア）（イ）（ウ）の資格を有する専従の職員（以下「専門３職種」という。）を各１名以上配置すること。

(ア)保健師又はこれに準ずる者

(イ)社会福祉士又はこれに準ずる者

(ウ)主任介護支援専門員

なお、管理者は上記（ア）～（ウ）のいずれかの職員と兼務することができる。

専門３職種職以外の職員（事務員、介護支援専門員など）を配置することは、受託者が地域の実情に応じて決定すること。

8　設置場所

設置場所は、市が指定する公共施設内とする。

圏域	場　　所
北部	笛吹市役所　保健福祉館内 笛吹市石和町市部 800 番地
東部	笛吹市役所　一宮支所内 笛吹市一宮町末木 807 番地 6
南部	笛吹市役所　八代支所内 笛吹市八代町南 917 番地

9　運営財源等

（１）　包括的支援事業、多職種協働によるネットワークの構築、地域ケア会議の実施にかかる委託料

令和 9 年度から同 11 年度までの委託料については、次のとおり。(高齢者人口の大幅な増加等の社会経済状況の著しい変動が生じた場合は、笛吹市と受託者の協議により委託料を見直す場合があります。)

圏域	専門 3 職種数	委託料（３年間上限）
北部	7 人	165,861 千円
東部	４人	96,498 千円
南部	3 人	71,286 千円

（２） 指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費（介護報酬）及び介護予防ケアマネジメント費(委託料)

地域包括支援センターを受託する法人の報酬となりますが、指定介護予防支援業務等の一部業務委託を行う場合は、指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこととなります。

10 応募要件

地域包括支援センター業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できる法人で、次に掲げる要件を満たすこと。

（１） 医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動法人その他市が適当と認める法人であること。

（２） 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないこと。

（３） 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の滞納がないこと。

（４） 会社更生法及び民事再生法等により手続きをしている法人でないこと。

（５） 笛吹市暴力団排除条例（平成 24 年笛吹市条例第 1 号）に掲げる暴力団及びそれらの利益活動を行う法人でないこと。

（６） 介護保険法その他、法令を遵守していること。

（７） 受託者に選定された法人は、当該地域包括支援センターに令和 9 年度以降に配属予定の職員が、業務の引継ぎと研修を受けることができるようにすること。

圏域	研修等の期間(予定)
北部	約 3 か月
東部	約 3 か月
南部	約 3 か月

（８） 地域の実情に精通し、地域との協働や多職種連携による取り組みを進めること。

（９） 笛吹市介護保険事業者連絡会に加入すること又は加入していること。

Ⅱ　応募の手続き

1　応募手続き等

（1）　提出書類（応募書類の作成及び提出にかかる費用は応募した法人の負担とします。）

【申請書類】

	書類の名称	
1	笛吹市地域包括支援センター業務委託法人応募申請書	様式 1
2	誓約書	様式 2
3	法人の概要	様式 3
4	役員名簿	様式 4
5	応募の趣旨	様式 5
6	公正・中立性の確保の方策	様式 6
7	地域包括支援センターの運営・笛吹市内における介護サービス等の提供実績	様式 7
8	笛吹市地域包括支援センター運営事業実施計画・運営方針	様式 8
9	収支予算書（３年分）	様 式 9
10	地域との協働、多職種連携への取り組み	様式 10
11	個人情報保護及び苦情解決体制	様式 11
12	職員の育成方針	様式 12
13	職員の確保及び勤務体制	様式 13
14	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書面 （14-1、14-2、14-3） ※現受託法人で、提出済職員については任意の一覧表形式での提出も可	様式 14

【添付書類】

15	法人の定款、寄附行為等	資料 1
16	法人登記簿謄本（申請日以前、３か月以内に発行されたもの）	資料 2
17	法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、財産目録等）	資料 3
18	法人の設立趣旨、事業内容等の概要が分かるもの	資料 4
19	法人の事業実績等の概要が分かるもの	資料 5
20	各種納税証明書	資料 6

（２）　提出部数

正本１部及び副本 6 部を提出すること。

（３）　書類の体裁

正本及び副本 5 部は、A4 判縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼付すること。様式 14 については、14-1, 14-2 のようにインデックスに枝番を付与して貼付すること。

副本１部は、ファイル綴じにせず、クリップ止めのまま提出すること。

（４）　提出場所

笛吹市保健福祉部　長寿支援課地域包括担当

（笛吹市石和町市部 800 番地　笛吹市役所保健福祉館 2 階）

（５）　提出期間及び提出方法

令和 8 年 11 月 20 日（金）から令和 8 年 12 月 11 日（金）まで（ただし、市役所閉庁日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までに上記提出場所に直接提出してください。

（応募書類の提出の際は、事前に電話予約をお願いします。）

応募書類の提出後の取り扱いについては、次の事項に留意してください。

（ア）応募書類の追加及び修正については、提出期間後は受け付けません。

（イ）応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式 15）を提出してください。

（ウ）提出済の応募書類については、返却しません。

2　審査・選定方法

笛吹市地域包括支援センター庁内選定委員会が、次の項目を審査し、評価基準点（最大評価点の６０％）を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を業務委託候補者とします。

（１）書類審査表

項目		評価対象	評価視点
ア　業務の継続性・安定性	法人の概要	登記簿謄本、財務状況に関する書類、各種納税証明等	安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤があるか。
		法人の概要、役員名簿、誓約書、定款、設立趣旨、事業内容等概要	法人理念、運営方針等から委託に適した法人であるかを評価する。
	運営の基本理念	公正・中立性の確保	偏りがなく、公正・中立性の確保の方策が取られているか。

	人材の確保	職員の確保及び勤務体制 （※専門３職種必要数の確保を必須とする）	本業務に適した保健師の確保が可能か。（実務経験及び経歴は十分か）
			本業務に適した社会福祉士の確保が可能か。（実務経験及び経歴は十分か）
			本業務に適した主任介護支援専門員の確保が可能か。（実務経験及び経歴は十分か）
		職員の育成方針	法人として職員の専門知識･技術の向上に向けた人材育成計画が整えられているか。
イ　業務の実行性	経営実績	地域包括支援センターの運営・笛吹市内における介護サービス等の提供実績	地域包括支援センター及び、笛吹市介護保険サービスの提供実績があるか。
	地域包括支援センター運営事業実施計画	総合相談支援・高齢者本意の支援	総合相談支援業務を正しく理解し、実行可能な体制があるか。
		権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護業務を正しく理解し、具体的な計画であるか。
		包括的･継続的ケアマネジメント	ケアマネ支援･地域ネットワークづくりについて正しく理解し、実行可能な体制があるか。
		介護予防ケアマネジメント業務への取り組み	介護予防の意義、介護予防ケアマネジメントを正しく理解し、認識しているか。
		指定介護予防支援業務への取り組み	指定介護予防支援業務の対する人材確保は可能か。
		地域との協働、多職種連携への取り組み	多職種連携のもと地域包括ケアシステムの構築に向けた方針が明確であるか。
		地域ケア会議の推進業務	地域ケア会議の意義を理解し、実行可能な計画であるか。
ウ　業務	情報管理	個人情報保護、管理への取り組み	個人情報の取扱いに関する規程を策定しているか。適性かつ安全に管理できる体制か。

	リスク管理	24時間体制の構築（※対応体制整備を必須とする）	夜間等の時間外相談、対応体制が整えられているか。それは実現可能か。
		個人情報保護及び苦情解決体制	障害発生時やクレームに対して、適切な対応ができ、事業への反映方針をもっているか。

（2）経営審査

評価視点	
収支予算	地域包括支援センター運営に係る収支予算は適切か。 必要な経費が計上されており、具体性があるか。

3　選定後について

（1） 協議等

市は、業務委託候補者と業務開始に向けて協議するものとします。協議において必要な書類等があれば、市より業務委託候補者に対して適宜準備を依頼します。

（2） 辞退について

選定結果の通知後、業務委託候補者が受託の辞退又は人員体制、設備要件の不備等で市が委託しない事故が生じたことにより市に損害が生じた場合には、市からその費用を請求する場合があります。

Ⅲ　スケジュール

内容	日時
1　公募記事をホームページに掲載・応募書類の受付	令和8年11月20日(金)～令和8年12月11日(金)
2　質問受付	令和8年11月20日(金)～令和8年11月27日(金)
3　質問への回答	令和8年12月4日(金)
3　応募書類の提出	令和8年11月20日(金)～令和8年12月11日(金)
4　選定結果通知	令和9年1月上旬
5　協議	令和9年1月より随時
6　事前準備期（引継ぎ及び研修）	契約締結日から令和9年3月31日（水）
7　業務開始	令和9年4月1日（木）

Ⅳ　問い合わせ先及び応募先

笛吹市役所保健福祉部
長寿支援課地域包括担当　（保健福祉館　2 階）
〒406-0031　笛吹市石和町市部 800
電話番号　055-261-5056
FAX 番号　055-262-1318